

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月26日

分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所ハンセン病研究センター
庶務課長 柳澤 得三

1. 件名
ハンセン病研究センター第二研究棟ボイラ（三浦工業社製）設備保守点検業務請負契約
2. 履行場所
東京都東村山市青葉町4-2-1 国立感染症研究所ハンセン病研究センター
3. 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
4. 入札方法 入札金額は総価を記載すること。

入札金額は、業務に係る経費の他、納入に要する一切の経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

5. 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争入札参加資格を有している者であること。
 - (4) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

- ・過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- ・次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分

納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

6. 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1
国立感染症研究所ハンセン病研究センター庶務課庶務係
電話042-391-8211
 - (2) 入札説明会の日時
令和5年2月7日（火） 14時00分
 - (3) 入札説明書の配付期間
公告日から令和5年2月21日（火）まで
 - (4) 入札書の受領期限
令和5年2月22日（水） 11時00分
郵送による場合は受領期限までに必着のこと
 - (5) 開札の日時
令和5年2月22日（水） 14時00分
 - (6) 開札の場所
国立感染症研究所ハンセン病研究センター
研究管理棟2階小会議室（1）

7. その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を受領期限までに提出しなければならない。入札者は分任支出負担行為担当官及びその補助者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて分任支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、分任支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

- (5) 契約書作成要否
要
- (6) 契約関係書類の押印見直し及び真正性の確保
 - ① 契約書を除き、入札書や誓約書等の契約手続きに必要な書類（以下「契約関係書類」という。）への押印は不要とする。
 - ② 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取り扱う。
 - ③ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他詳細は、入札説明書による。